

令和5年度 第1回郡上市都市計画審議会 会議録（要録）

日 時：令和5年12月8日（金）19時30分～21時40分

場 所：郡上市役所本庁舎4階 大会議室

◇出席委員（順不同・敬称略）

鶴田佳子、加藤徳光、田代親昌、荒井誠二、市原和弘、
中山紀子、大坪照雄、渡辺友三、原喜与美、田中義久

◇欠席委員（順不同・敬称略）

小椋重徳、三島一貴

◇事務局

都市住宅課：粥川博之、武藤慎也、鷺見俊貴、久後智紀

《 内 容 》

1. 開会あいさつ

(進行) 定刻となりましたので、審議会の方を始めさせていただきたいと思えます。本日は皆さんご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今日の審議会は、現在のところ12名中10名の委員さんにご出席をいただいております。したがって、郡上市都市計画審議会条例第6条の4に規定する定足数を満たしておりますので先に報告をさせていただきます。それでは、ただいまから令和5年度第1回都市計画審議会を始めさせていただきます。開会にあたり、都市住宅課長の粥川がご挨拶を申し上げます。

(粥川) <あいさつ>

2. 会長あいさつ

(進行) 本審議会の委員の紹介はお手元の名簿に代えさせていただきますので、よろしく願いいたします。なお本日、三島委員、小椋委員につきましては、所用のため欠席となっております。ここで、会長よりご挨拶を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

(会長) <あいさつ>

(進行) ありがとうございます。なお、郡上市住民自治基本条例第 19 条により、本会議は原則公開となっております。郡上市ホームページ等で議事録を公開させていただきますので、よろしくお願いいいたします。それではここからの議事進行につきましては、会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

3. 議題

1) 郡上市歴史的風致維持向上計画（2 期計画案）について

(会長) 初めに郡上市歴史的風致維持向上計画（2 期計画案）につきまして事務局より説明をよろしくお願いいたします。

(事務局) <郡上市歴史的風致維持向上計画（2 期計画案）について説明>

(会長) はい。膨大な資料と駆け足な説明、なかなか皆さん考えがまとまらないと思いますが、どこからでもいいので少しでも気になることがあればと思います。何か今の説明を受けまして、ご意見やご質問等はございますでしょうか。

(委員) 1 期計画と 2 期計画の大きな違いは、石徹白や東氏、鷺見氏、円空などを入れるということで、これらは大事な郡上の風致地区であると思います。この計画では都市計画区域も都市計画区域外の地区もありますが、都市計画審議会の立場として、どのように意見を言ったら良いのでしょうか。

(会長) 都市計画区域以外の部分については、直接都計審とは関係ないですが、皆さん郡上市に住んでいるので、都市計画区域に限定せずに、意見をいただきたいと思っています。事務局はいかがでしょう。

(事務局) せっかくの機会なので、参考に都市計画以外の地域のことについても気づいた点があれば、意見をいただきたいと思っています。

(会長) この歴史風致維持向上計画では、お祭りの屋形を補修するなど、人々の営みも計画の対象になっているのが、他の計画には無い特徴です。都市計画のようなハードが中心な計画とは少し違いますが、どんなことでも意見をいただきたいと思っています。

(委員) 都市計画とは何か、という核心的な話も出ましたが、この資料は当初はさらっと目を通すくらいの想いで読んだのですが、さらっとでは読めないくらい丁寧に書かれていて、なかなか中身の濃い資料でした。この中には郡上市全体のことについて、かなり詳しく聞かれていて、なかなかの労作であると思います。今言われていたように、都市計画と郡上市全体がこの計画が関わっていると思いますが、どこに的を絞るかは議論をする余地があると思います。

(委員) 資料を読んでいて、ここ10年から15年ぐらいの動きが1期計画からアップデートされていないように感じました。例を挙げれば、水利用のことに限っては、さつきの会が解散して、その後「水の学校」というNPO法人で始まったことがあると思います。また、コラムにあったおどりに関しては、子供を対象にした子供踊りというものがあると思います。それから、まちづくりや水の資源調査に関しては、ここ数年で早稲田大学のラボが八幡市街地にできて、学生たちが八幡の水や町並みを調べて卒業論文や冊子を作成していることがあります。交通に関してもコロナウイルスが流行する前に交通実験をしていたと思います。そういった最近の新しい活動を入れた方が良いのではないのでしょうか。越前屋のことが記載されていたので、これは最近の事例だなと思いました。

(会長) 重要な指摘だと思いますが、事務局から意見はありますか。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。確かに言われる通り最近の事例が少ないと思います。ただし、歴史的風致として記載する場合には、建築物と活動がそれぞれ50年以上経っていることが必須の条件となっています。最近行っている活動はコラム等で紹介することは可能です。さつきの会は35年程活動して、既に解散した組織ではありますが、水の町の保存活動の先駆けということで事例を紹介させていただいています。ご指摘のありました、早稲田大学のラボ等は歴史的風致での取り組みとしては紹介できませんが、その他の事業や文中の連携の中で挙げさせていただいています。例えば水源、水路網維持と伝統的利活用の継承に関する方針という項目に具体名は書いてありませんが「NPO法人が行っている啓発のためのセミナー等の開発を支援する。」と記載されており、水の学校やラボなどとの連携を図っていく方針にしております。その他には郡上八幡まちなみづくり会議が市街地の活性化に向けた

社会実験を行い、それを元に計画を作る予定になっているというお話を伺っていますが、既にできている計画でないと1ページ使って紹介することは難しいです。そのため、文中で連携することは書いてありますが、紹介までには行っておりません。その点は説明不足で申し訳なかったと思います。記載はありませんが、文化財部局が作っている計画や郡上踊り保存会の計画と齟齬の無いように作成しています。今後これらの計画が完成した後に、歴史的風致維持向上計画に追加・変更という形でアップデートを行っていく予定です。

(委員) 歴史のある建造物とソフト面での活動が50年以上ないと計画地域にできないという話がありましたが、その点についてもう一度詳しく教えていただけないでしょうか。

(事務局) 歴史的風致を設定するにあたって、そのエリアの中に50年以上歴史があるか、文化財に指定されている建物が必要になります。それに付随する形でお祭りなどの、始まってから50年以上経つ活動があることが歴史的風致の条件です。都市計画区域以外で例えば、長滝では白山信仰の歴史が続いていますし、建物としては長滝白山神社や長瀧寺があります。その中で「長滝の延年」や「六日祭」が続いており、建物と活動がセットになっています。石徹白では白山中居神社を中心に、活動としては五段の神楽や石徹白盆踊りがあります。歴史的に価値がある建物でも活動として何かないと歴史的風致にすることはできませんし、逆に活動が50年あっても、建物として何か残っていないと歴史的風致にすることはできません。

(委員) 歴史的風致の条件を満たす地域が他にもたくさんあると思いますが、今後どうやって歴史的風致に指定していくか方針は決まっていますか。

(事務局) 1期計画では歴史的風致を7つ指定しました。しかし、この7つの歴史的風致だけでは7町村を網羅しなかったため、まず郡上市全体を網羅することを2期計画の方針とさせていただきました。現在は重点区域を八幡都市計画区域としていますが、今後重点区域を広げていくかどうかは次の段階のことだと思っています。

(委員) 歴史的風致を指定する地域にはそれぞれ振興事務所あると思います。それぞれの振興事務所の職員は歴史的風致の候補地に挙がっていることはご存知なのでしょうか。もしかすると歴史的風致に対して不適切な行動を取ってしまうことが起こるかもしれないので、この建設部の計画を市民はもちろん、全振興事務所に情報共有をお願いしたいと思います。

(事務局) この計画は長い郡上市の歴史の中で何があったかを掘り起こして、今現在どう維持してるか、将来どう保存していくかを決める計画だと思っています。この計画は建設部局だけでなく、文化財部局や観光部局と協力して作成しております。今後、地域とどう連携していくかは課題にさせていただきたいです。

(委員) 平成 18 年に石徹白の歴史的建造物町並み調査を行い、色々な提案がされたのに対策が講じられることが無かったのですが、この計画内に町並み調査をベースにされている記述があり非常に評価したいです。

(会長) 都市計画法だけでカバーできないところをこういう計画でカバーするのは非常にありがたいと思います。

(委員) 1 期と 2 期の計画の違いとして「歴史文化の調査研究・発信に関する方針」という項目が追加されていますが、これについて詳しく説明をお願いします。

(事務局) 例えば、文化財で指定されているものと、指定はされていないが歴史的文化的価値が高いものがあります。そういったものがまだまだ調べつくされていない、知られていないということがあります。石徹白地区の建物調査や八幡の水利用施設に関する調査など、これまでずっと蓄積されていた調査があります。しかし、調査はしているものの、これらに歴史的価値があることを市民の方々が共通して認識しているかといえば、そうではない部分があります。そこで、こういう研究や活動があることを発信していくことで、郡上市のことを改めて知ってもらいたいと思っています。日常生活にあるものが、外から見ると実は歴史的価値があるということがありますので、こういった調査報告書を広めることで、地域住民がそれに気づくきっかけになれば良いと思っています。この項目では歴史的価値があるものを発信するための方針と課題が記載されています。

(委員) 歴史的風致維持向上計画協議会の委員を見ますと八幡市街地在住の方が多
いですが、今回二期で郡上市全体に計画が広がるので、委員も市内全域から
募った方が良いのではないのでしょうか。

また、計画の中に歴史的風致の維持向上施設の整備または管理に関する事
業を推進する、いわゆる歴まち事業を推進するってことが書かれていま
すが、ここにまず基本的な方針が書かれるってことは大事だと思います。
しかし、この項目では八幡以外の歴史的風致を維持に関する記載が少ないと
思います。第2期においては、八幡（重点地区）以外のエリアに対する事業
をしっかりとっていくために、方針をしっかり書いた方が良いのではないで
しょうか。

(事務局) 2期計画の一番の目的は郡上市内各地の歴史的風致を掘り起こすことにあ
ります。そこからより発展するために重点区域だけでなく各地域の方針も追
記するように作業を進めていきます。

(委員) 国の補助をもらいながら事業を進めていく時に、この10年の計画の中
では何をやるか決めておかないと、実際に進めていく時に大変だと思うので、
その辺りははっきりさせた方が良くと思います。

(会長) 先ほどの指摘で、歴史的風致維持向上計画協議会の委員に八幡市街地在住
の方が多いことについて、今後計画を変更していく時や意見を募る時には市
内全域から人を集めた方が良くと思います。是非ご検討お願いします。

(事務局) 委員の構成は1期の計画から変わっておらず、この委員を中心にして2期
計画も作成しました。2期計画作成の際に委員の中から郡上市全体を網羅す
る計画にした方が良くのではないかという意見が出てきました。ただし、委
員構成も市全体から集めるように変えるところまでは今回至らなかった次第
です。

(委員) まちなみ交流館における伝建地区環境整備事業では何をやるか予定は決ま
っているのでしょうか。

(事務局) この事業は社会教育課が中心となって動いておりますが、本日、社会教育
課は欠席しているため詳細をお話しすることができません。聞いた話ではあ
りますが、まちなみ交流館から連続性のある広場の整備を予定しておりま

す。ここにある古い共同井戸等を活かすような形で、計画しているとのこと
です。

(会長) 是非そういうことは市民にわかりやすく発信できるように工夫していつて
ください。

(委員) 高賀山信仰と円空の話について、郡上市中心で書いてあると思いますが、
美濃市や関市にも関わる話だと思えます。他の市にこの資料を見せたり、打
ち合わせを行ったりしているのでしょうか。白山信仰も同じだと思えます
が、もしかしたら思いが違う可能性があるので確認を取った方が良いと思
います。

(事務局) ご指摘ありがとうございます。確かに白山信仰や高賀山信仰について、こ
こでは郡上市中心に書いてあります。例えば、高賀山の6社のうち郡上は3
社、関市に2社、美濃市に1社あります。しかし、実際他の地域と整合性を
取っているわけではありません。円空で言うと、生誕説について色んな所で
色んな説ありますが、そういったことに触れるのではなく、計画の中では郡
上市と高賀山信仰、円空との関わりについての記載が中心です。白山信仰に
ついては加賀馬場、越前馬場、美濃馬場があって、それぞれの地域の特徴が
ありますが、ここでは美濃馬場を中心に書いています。あくまで郡上中心と
しての紹介がメインになります。

(会長) 美濃市も歴まち計画あると思えますが、そちらに白山信仰について記載は
ありますか。

(事務局) 美濃市では須原神社を中心とした歴史的風致があります。白山信仰につ
いてはさわり程度で、須原神社や周辺の祭礼事業が中心です。高賀山信仰につ
いては歴史的風致で位置付けているものはありません。

(会長) 隣接する市町村の歴まち計画は互いに見て情報共有がされているので
すね。

(事務局) 中部地方整備局が中心となって東海4県の歴まち認定都市の協議会があ
り、岐阜市、恵那市などとの繋がりはあります。昨年郡上市で歴まちサミッ
トが行われ、認定都市の方々と情報共有を行いました。そのため、各市町
村、どういふものを歴史的風致に位置付けてるのかある程度把握するよう
にしています。偶然郡上市と美濃市は互いに歴史風致維持向上計画を持っ

ますが、歴史風致維持向上計画がある市町村と無い市町村があるので、すべての隣接する市町村で計画をすり合わせることは難しい部分があります。

(委員) 円空や高賀山の関連で周辺の道路ですれ違いができるようなハード面での整備を建設部にお願いしたいです。モネの池のために関市まで行く人は多いですが、高賀山の方はご高齢の方しか行かないのが現状ですので、美濃関郡上を一周しやすいようにハード面も連携して整備して行って欲しいです。

3. 議題

2) 郡上市景観計画の改定について

(会長) 続きまして郡上市景観計画改定について説明をお願いします。

(事務局) <郡上市景観計画改定について説明>

(委員) 改定の予定はいつ頃ですか。

(事務局) 来年4月に条例改正を予定しています。

(会長) 太陽光発電施設建設の際の届出が必要になる対象行為が、基本的に市全域では、面積1千m²となっていますが、太陽光発電施設が各地で問題になっているのは、建築基準法の建築確認申請の対象ならず、こういった条例等が無いと太陽光施設が建つことを把握できないことです。パネル面積1千m²という基準でどれくらいの規模の開発がカバーできるか想定して作られているのでしょうか。基準が大きすぎて、各地で建っているような施設が対象にならないなら、やってもほとんど意味がないように思います。この景観形成基準では立地誘導まで行うということで、厳しい土地利用規制になると思いますが、本当に規制するつもりがあるのか確認したいです。

(事務局) 数字的なところで、今実際建っているものや最近建ったものがどれだけの大きさかというところは手元に資料が無いので、申し訳ありませんが、今報告することはできません。規制方法に関しては、他市町村の規制の例をいろいろ調べたところ、パネル面積で規制する所も開発面積で指定している所もありました。その中でいろいろ議論した結果、結局土地がどれだけあっても、そこに建つ太陽光パネルが景観面で一番問題なるため、パネル面積で規制しました。想定としては、使わなくなった農地を潰して太陽光パネルを設

置する時には届け出を出して欲しいということで1千m²を設定させていただきました。景観体験軸の300m²については、建物と建物の間の宅地の一区画が潰されて、そこにいきなり太陽光パネルができる状況を想定して設定させていただきました。

(会長) 傾斜地(勾配30度以上)、景観体験地区、歴史的風致区域・重点区域などへの設置は避けるとなっているので、もし事業者がここに太陽光パネルを建てたいと言われたら、基本的にはやめてくださいってお願いするということですか。

(事務局) そうです。

(会長) 効果があることを期待しています。

(事務局) 参考に京都市のお話ですが、二条城から見える景色からは一つの高層的な建物は見えないようにしていると聞いています。それは観光都市としても文化財としても重要であるからという理由と、そこへ訪れた人が見たときに周りが高層ビルで囲まれていると景観として良くないという理由で対策されているそうです。そういった事例を想定して史跡・名勝から望見できる場所への設置は避けるという一文を入れました。

(委員) 景観は関係ないですが、太陽光パネルが老朽化して処分する時に、PCBと同じように処分地がないということで今話題になっています。そのため、老朽化しても交換せずにそのまま放置され、重金属が漏れることで、土壌や地下水が汚染される問題が出てきています。設置面積によって届出を出してもらうことで、規制ができないにしても、データベースとして持つておくことができると思います。もしその時に景観と関係ありませんが、製造番号を記録しておく、将来これがきちんと処分されたか追跡できるので、そういった面でも配慮していただきたいと思います。

(委員) 景観法では無理だと思いますが、太陽光パネルが使われなくなった後、確実に、適正に処分されるようにするために他の条例等で対策できるように考えてもらえると嬉しいなと思います。

(会長) 各自治体で条例作ってるところもあると思います。これから太陽光パネルが増えてきて20年ぐらい経って解体することが増えてくるので、今後検討していただきたいと思います。

(会長) 屋外広告物のところで「景観体験軸には地域全域よりも厳しい許可基準を設定する」という記載が新しい計画では無くなっています。「市独自の条例の制定を検討する」ということが後ろに書いているので、その中に厳しい許可基準のことも含めてしまっているのでしょうか。それとも厳しい許可基準をやめても届け出を出してもらっただけの方針に変えるということなのでしょうか。

(事務局) 郡上市として屋外広告物条例整備に向けて検討するという事はずっと前から計画されており、歴史的風致維持向上計画にも載っている状況です。景観体験軸にある看板等については色の規制がかかっていますが、それ以上のことはやっていません。今後条例を作るときに体験軸のあり方を検討することで今回は計画からは抜いています。

(委員) 「郡上市屋外広告物条例の制定に向けた検討を進める」と書いてあるので、規制誘導よりも厳しく条例で規制するのだと思っているのですが、違うのでしょうか。

(会長) 条例で許可基準まで設定する想いをできれば持っていて欲しいですが、計画にそこまで書いてしまうと絶対許可基準を作らないといけなくなるので、それが難しいからこの文言を取ったのかなと思います。それか、「検討を進める」とのことなので、この審議会でも今後議論しながら進めていく余地を残すためにこういう書き方になっているということなら良いのですが、どうでしょうか。

(事務局) 郡上市としての屋外広告条例については10年前から計画はずっとあるのですが、条例を作るまでたどり着けておらず、岐阜県の条例に準拠しているのが現状です。その中で本当に県の条例に準拠するだけでいいのかと考える部分はあります。建築物、工作物、景観体験軸、それ以外という色分けをして基準を設けたいと思っていますが、今のところは白紙に近い状態です。

(会長) 全く手を付けないとずっと進まないのだから、条例を作るのが大変であれば、まず景観体験軸のような重要なところだけを対象とする条例を作るようにしたら良いと思います。継続的にご検討をお願いします。

(委員) 議会でも課題に挙がっていて、こちらでも検討しております。

(会長) また新たに思いついた意見があれば、事務局に連絡していただきたいと
思います。それでは進行を事務局にお返ししたいと思います。

(事務局) 会長、ありがとうございました。長時間にわたり、慎重なご審議ありが
うございました。本日委員の皆様からいただいた意見については事務局でま
とめた後に計画へ反映したいと思います。閉会にあたりまして、加藤副会長
よりごあいさつをいただきたいと思います。

(加藤委員) <あいさつ>

(事務局) それではこれにて令和5年度第1回郡上市都市計画審議会を閉会させてい
ただきます。来年の2月か3月の頭には、令和5年度の事業報告を兼ねて、
第2回都市計画審議会の開催を予定しています。日時が確定しましたら、追
って連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。本日はありが
うございました。

<21時40分終了>